

差押禁止債権と預金債権

西 牧 正 義

目次

- 1 はじめに
- 2 序論
- 3 租税債権の徴収として差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押えられることを回避する方法 (その方向性)
 - (1) 明確な制度変更の必要性
 - (2) 民事法的な解決の必要性
- 4 民事法的な解決の方向性
 - (1) 最高裁判所第3小法廷平成10年2月10日判決 (第1審からの流れ)
 - (2) 最高裁平成10年判決がもたらしたもの
- 5 差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質
- 6 差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質が併存するとの解釈 (差押禁止債権としての属性は潜在的に預金債権に引き継がれるとの解釈)
- 7 6のような実体法上の構成を前提に問題の解決手段を考える
 - (1) 法改正による問題解決の検討
 - (2) 法解釈による問題解決の方法
- 8 結び

1 はじめに

最高裁判所第3小法廷平成10年2月10日判決以来 (金融法務事情1535号64頁, 金融商事判例1056号6頁), 差押えを禁止された債権¹⁾であっても, これらの差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると債務者 (差押禁止債権の受給者) の一般財産として債権者による差押えが原則として可能になる。差押禁止債権も預金口座に振り込まれれば, 預金債権として区別がつかなくなり, 差押禁止債権と他の一般財産としての預金債権とを判別することができないことから, 差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権は, 原則として, 差押禁止債権としての属性を承継しないということがその理由とされる。

1) 年金, 給与, 生活保護費などに係わる債権は受給者およびその家族の生活を根幹から支えている債権である。したがって法政策上, 差し押えることが禁止されている (国民年金法24条, 厚生年金保険法41条, 民事執行法152条, 生活保護法58条など)。

私はかつて「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」(アルテス リベラレス77号65-76頁・岩手大学人文社会科学部 2005年)という論稿(以下2005年稿とする)を公表し、差押禁止債権が受取人の預金口座に振り込まれ預金債権となった後でも、差押禁止債権が原資であることを認識しそれをターゲットとしたような差押えは容認するべきではなく、そのような差押えが行えないような法整備ないし法解釈が必要であると論じた。この考えは今でも変わらない。

例えば高齢者や障害を持っている方が、年金(障害年金も含む)や生活保護費などの差押禁止債権を口座振込みで受け取ったその日に、預金債権として債権者(差押禁止債権受給者の債権者)に差し押えられてしまうというようなことは容認できない²⁾。

本稿は上記の2005年稿を基礎として、近年新たに生じている問題も踏まえ「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」という問題に再度考察を試みようとするものである。なお2005年稿を基礎とするので、そこで論じたことについては原則として繰り返さないこととし、新たな問題に対する対応を中心としたい。また差押禁止債権と預金債権両者の性質をバランスよく位置付けることはできないか検討を試みたいと考えている。

2 序論

かつて「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」について論じたときは、差押えによって回収される債権が民間の貸金債権であることを前提に考えた。当時は旧貸金業の規制等に関する法律(現在は貸金業法)旧43条のみなし弁済規定により、これも利息制限法1条の上限利率(元本10万円未満の場合には年率20パーセント、元本10万円以上100万円未満の場合には年率18パーセント、元本100万円以上の場合には15パーセント)と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下出資法とする)5条2項の上限利率(2005年当時の上限利率は29.2パーセント)³⁾との間に当時存在していたいわゆるグレーゾーン金利を利用し貸金業を営むことが事実上認められており、いわゆる消費者金融を業とする会社が経済的にも社会的にも大きな力を有するに至っていた。

それに対して現在では、平成18年の法改正により(平成22年6月までに施行されることになっている)次のような状況になっている。まず貸金業法における「みなし弁済」の規定は廃止され、また出資法5条2項の上限利率は利息制限法における元本10万円未満の場合の上限利率、年率20パーセントまで引き下げられる。さらには貸金業法において貸金業者が貸し付ける金銭に総量規制が導入され、個人に金銭を貸し付ける場合には、貸付額は年収の3分の1を超えてはならないことになる。

以上のように、差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押えられてしまうという問題自体に変化はないとしても、そのような問題が引き起こされる背景(貸金債権が生じるまでの背景)には大きな移り変わりがある。もちろん民間の貸金債権の回収に当たって、差押禁止債権を原

2) 2005年稿で述べたように、一定の地域で一定期間経験を積んだ債権回収担当者であれば、債務者から言葉巧みに振込口座を聞き出し、また年金や生活保護費の振込日を推測することはそんなに難しいことではないようである。

3) 出資法5条2項による制限利率は、貸金業者がこれを超える利息で金銭の貸付を行うと刑事罰に問われるというものである。

資とする預金債権が差し押えられてしまうという可能性は続いているのであるから、解決策を講じることは不可欠であり、重要な法的課題であると考ええる。

ところで近時問題となっているのは、民間の貸金債権の回収に当たって上記の問題が生じているばかりでなく、租税債権を徴収する方法として「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」が行われているということである。北陸中日新聞2010年2月12日号（朝刊）の記事によれば、その手法は、給与債権⁴⁾が受取人の預金口座に振り込まれたその日にはほぼ全額を差し押えるというものである。残高が6円しかない預金口座に約19万円弱の給料が振り込まれたが、その当日に約17万円弱が住民税の滞納分として差し押えられて残高が2万しかなくなったというケースが口座の通帳とともに紹介されている。差押禁止債権を狙って差し押えたのではないかと疑わされるし、原資が差押禁止債権であるとの認識がなかったとは到底考えられない。また記事によれば、このようなことは全国的に行われているということである。

このような事態は、個別のケースにおいてはやむを得ない場合もあるかもしれないが、一般的に考えて結果の妥当性を肯定できるケースは少ないように思われる。以下ではこの問題をどのように解決すべきかについてしばらく考察したいと思う。

3 租税債権の徴収として差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押えられることを回避する方法（その方向性）

(1) 明確な制度変更の必要性

2で述べたように、本来差押えが禁止されている債権が受取人の預金口座に振り込まれた当日に、租税債権の滞納処分として差し押えられてしまうということは、多くの場合その結果の妥当性を肯定することはできないであろう。当然給与債権についても、前記の例のように給料ほぼ全額が差し押えられ預金口座が空になるというようなことは容認できないであろう。

しかしながら、いうまでもなく租税債権は重要な債権である。租税債権がきちんと徴収できなければ国家であろうと地方であろうと行政は立ち行かなくなる。また現在は、国、地方自治体を問わず収税不足は著しく、もし法的に許されている方法を駆使せず、本来集められる税金を徴収しなかったとしたら、そのこと自体に批判が投げかけられかねない状況があるように思われる。つまり税金を徴収する現場はかなり厳しい状況に追い込まれ、法的に許された手段を駆使してまじめに税金を集めているとみることもできるのではないかと。私の知る限り、徴収の担当者はかなりの激務をこなしているように思われる。毎日のように夜遅くまで残業し、週末の休みもなく働くということも少なくないようである。

したがって、この手法は許されているが、この手法によって徴税してはならないということが明確に示されさえすれば、残業や休日出勤をいとわないまじめな公務員がそれに反して租税債権の徴収を行うとは考えられない。大切なのは、解釈の余地がないように本稿で扱っているような徴税方法が違法であると制度上ははっきり位置づけることである。理想としては立法的な制度変更が必要であると考ええる。

4) 租税債権を滞納処分により徴収する場合にも、滞納者の給与債権は一定の要件を前提にその差押えが禁止されている（国税徴収法76条やそれを準用している地方税法）。

なお同様に、租税債権の滞納処分により徴収を行うについては、年金に係る債権も一定の要件を前提にその差押えが禁止される（国税徴収法77条、76条やそれを準用している地方税法）。

(2) 民事法的な解決の必要性

差押禁止債権が受取人の預金口座に振り込まれた後に租税債権の滞納処分として差し押えられてしまうという問題について立法的な解決を提案するものとしては、差押禁止債権を原資とする預金債権のうち差押禁止相当分を租税債権の滞納処分として差し押えてしまうのは問題があるという前提で、理想としては立法的措置により解決をはかるのが望ましいとし、具体的には「差押禁止債権が振り込まれた預金そのものの差押禁止化について、立法的に解決をはかることが困難である以上」、差押えの解除⁵⁾において対応するのが現実的な解決方法であると主張するものがある⁶⁾。さらにこのような提案以外にも、税法、税制度上あるいは他の行政法上の手段によってこの問題を解決する方法も十分に考えるであろう。

しかしながら、私はあえて民事法上の解決を主張したい。もし税制度上の問題としてこの「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」という問題に対応したとすれば、たしかに「結果の妥当性から考えて適切ではない税金の徴収」という問題には解決がはかれるかもしれない。しかしその場合、民間の貸金債権の回収として、差押禁止債権を原資とする預金債権が差し押えられてしまうという問題は存続することとなる。つまり、差押禁止債権を原資とする預金債権を差し押えられてしまう側からすれば、租税債権としては徴収されなかったが、民間の貸金債権としては回収されてしまうという結果になりかねない。税金の滞納者が同時に貸金債務を背負っていることはないという前提で考えるべきであろうか。むしろ逆ではないか。実質的な差押禁止債権が差押えを受けることはないという状態を作り出さなければ、実質的に差押禁止債権を差し押えられてしまう側の痛みを取り払わなければ、本質的な問題解決とはいえないように思われる。

また少なくとも租税賦課されるについては、労働の対価であろうと、キャピタルゲインであろうと、資産課税であろうと、何らかの経済的な裏づけがそもそもはあったはずである。それに対して民間の貸金債務を背負う背景としては、現在の経済状況を考えればもともと生活困窮があり金銭を借りるに至ったということも十分に考えられる。そのような比較をすれば実質的に差押禁止債権が差し押えられないようにする意味は（その社会的要請は）、民間の貸金債権の回収場面の方がより大きいといえるのではないか。やはり民事法的な法整備による解決が必要不可欠であると考え

なおいうまでもないが、現在の租税債権の徴収においては、前述の最高裁平成10年判決（「1はじめに」参照）の論理を前提に行われているのであるから、民事法的な解決がはかられば当然に租税債権の徴収においても尊重されるものと考えている。

4 民事法的な解決の方向性

3までの検討を前提に、ここでは問題に対する民事法的な解決の方向性を考えてみたいと思う。

5) 国税徴収法79条以下

6) 谷川秀昭「差押禁止財産に関する考察」・税大論叢57号（2008年 税務大学校）108-110頁、159-160頁。

(1) 最高裁判所第3小法廷平成10年2月10日判決（第1審からの流れ）

既に見たように、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えが可能になる根拠は前記最高裁平成10年判決（「1 はじめに」参照）である。先にも述べたように2005年稿の繰り返しは原則として行わないこととしているが、この最高裁判決については再度確認しておきたいと思う。

最高裁平成10年2月10日判決（金融法務事情1535号64頁、金融商事判例1056号6頁）は、信用金庫Y（被告）がX（原告）に対して有する保証債務の履行請求権と、Xの国民年金および労災保険金などの振込みによって生じたXのYに対する預金債権との相殺が争われた事例であるが、この最高裁判決、原審（札幌高裁平成9年5月25日判決・金融法務事情1535号67頁、金融商事判例1056号9頁）および第1審判決（釧路地裁北見支部平成8年7月19日判決・金融法務事情1470号41頁、金融商事判例1056号10頁）のいずれの判決も、差押禁止債権が預金口座に振り込まれて預金債権となると差押禁止債権としての属性を原則として承継しないという立場をとり、預金債権を受動債権とする保証債務の履行請求権との相殺を認めている。それぞれの判決の論旨は以下のようなものである。

釧路地裁北見支部平成8年7月19日判決

「たしかに、年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である。

証拠（一中略）によれば、原告は、本件預金口座を、その開設当初から解約に至るまでの間を通じて、国民年金及び労災保険金の入金のほか、被告金庫以外の金融機関及び生命保険会社からの入金並びに原告自身による金員の預け入れ、キャッシュカードによる引き出し及び保険の掛金の支払い等に多数回利用していたことが認められ、右によれば、本件預金口座は原告の日常の財産管理のためのものであって、国民年金及び労災保険金は本件預金口座に振込まれることにより原告の一般財産に混入し、その識別ができないものとなっているというほかないから、本件預金口座にかかる預金債権は差押等禁止の属性を承継していないというべきである。」として、差押等禁止債権の振込みによって生じた預金債権と保証債務の履行請求権との相殺を認めている。

札幌高裁平成9年5月25日判決

控訴審判決においては、第1審判決の論旨がほぼ採用され、差押禁止債権を原資とする預金債権と保証債務の履行請求権との相殺が認められた。ただし、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権が、原則として差押禁止債権としての属性を承継しない理由として、第1審においては「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。」とされていたものが、「年金等の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」という表現に改められている⁷⁾。

最高裁平成10年2月10日判決

「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」として原審の結論を肯定した。以上のように、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、差押禁止債権としての属性は承継しないとして、差押禁止債権が転化した預金債権に対して差押えや相殺を認めるのが判例の立場である。

(2) 最高裁平成10年判決がもたらしたもの

最高裁平成10年2月10日判決の論理は4(1)に見たようなものである。それを受けて、ここではその最高裁平成10年判決の論理が現状に即した妥当なものであるのかについて検討を加えたいと思う。

判例が、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると差押禁止債権としての属性は承継しないとする理由は、差押禁止債権が預金口座に振り込まれれば他の入金との識別が困難になり、差押禁止債権もその他の入金も預金債権として区別ができなくなるというものであると考えられる。しかしながら現状の差押えには、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれたその日に、振込額のはほぼ全額が差し押えられるというものも数多く存在するようになっている。このような差押えは、民間の貸金債権の回収を目的とするものであろうと租税債権に基づく滞納処分として行われるものであろうと、差押禁止債権を狙ったものという疑いを強く抱かせるし、少なくとも差押禁止債権を原資とする預金債権を差し押えたという認識がなかったとは到底考えられない。もちろん最高裁がこのような結果の生じることを想定していたとも思えない。

以上のようなことから考えれば、最高裁平成10年判決が当時の法的論理の帰結だったとしても、現状からすれば制度的変更を検討するのが当然ではなかろうか。現在の判例の立場によれば、差押禁止債権が預金口座に振り込まれると預金債権に転化し差押禁止の属性は承継されないこととなっているが、差押禁止債権が預金口座に振り込まれ預金債権となった後も差押禁止債権としての属性が引き継がれる可能性を残す、差押禁止債権としての属性が引き継がれる余地を作出するような法制度の構築が必要であるように考える。私はかつて(2005年稿において)法改正が望ましいことを前提に、法改正が難しい状況においては、法解釈によって問題の解決をはかることを提案した⁸⁾。以降は、理想としては法改正による解決を提案し、二つ目の選択肢として法解釈による解決を考えるという前提で議論を進めることとする。

5 差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質

4で述べたように、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となった後も差押禁止債権としての属性が引き継がれる可能性を残す、差押禁止債権としての属性が引き継がれる余地を作出する法制度の構築が必要であると考えますが、確かに差押禁止債権としての性質

7) 長井秀典「金融機関が、国民年金及び労災保険金の振込みにより発生した預金債権を受動債権とし、その預金者に対する債権を自動債権として行った相殺が適法であるとされた事例」平成11年度主要民事判例解説・判例タイムズ1036号77頁(2000年)参照。

8) 拙稿「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」・アルテス リベラレス77号74-76頁。

と預金債権としての性質には大きな隔りがあるのは事実である。差押禁止債権は受給者およびその家族の生活を根幹から支えている債権であり、その重要性から差押禁止という保護が図られている。それに対して例えば普通預金であれば様々な入金や引き出しがあり、それを前提として預金債権の法的性質を考えるしかないであろう。原則的にはいわゆる一般財産と評価されてもそれ自体は仕方がないのかもしれない。

そのような性質の違いを前提としているのであろうが、判例は、預金口座に振り込まれるまでの状態においては差押禁止債権として存在しその性質を有するが、いったん預金口座に振り込まれると預金債権に転化してしまうのであってその後は差押禁止債権としての属性を引き継がないものとしている。一つの論理的帰結ではあるように思われる。しかしこの判例の考え方が唯一無二の論理的帰結なのか、また現行の制度からしても実態に即したもののなかは再度考察する必要があるものと考えている。

6 差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質が併存するとの解釈 (差押禁止債権としての属性は潜在的に預金債権に引き継がれるとの解釈)

ここでは差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の法的構成について考察を試みたいと思う。

基本的には現行の制度、取り扱いから考えて、判例の論理が妥当なものであるのかを検討したい。現在の状況を考えて時に、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えという問題について、差押禁止債権の受給者を保護するために利用可能な制度が現行制度上ももちろんないではない。

まず民間の貸金債権などの回収目的で差し押えるについては次のようなものが認められている。差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えが原則として認められたとしても、常にすべての差押禁止債権についてこの状態を認めるとすると、受給者およびその家族の生活を根幹から支えるという差押禁止債権の趣旨が根幹から損なわれることになる。したがって、預金者である差押禁止債権の受給者の保護については、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てによって行うという立場が下級審判例において採用されている（東京高裁平成2年1月22日決定・金融法務事情1257号40頁、東京高裁平成4年2月5日決定・判例タイムズ788号270頁など）⁹⁾。これは差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えをいったん認めておきながら、後に必要な範囲で差押えを取り消すというものである。また租税債権の滞納処分として差し押えるについては、前述のように国税徴収法上の差押えの解除によりその解決をはかるべきだとするものもある¹⁰⁾。さらに2005年稿で論じた東京地裁平成15年5月28日判決（金融法務事情1687号44頁）は、預金の原資が差押禁止債権であることの識別・特定が可能であるときは、その預金に対する差押えは禁止されるべきだとしている。

以上のように民事法上は、差押禁止債権を原資とする預金債権がいったん差し押えられた後、

9) なお民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てという方法だけでは、差押禁止債権の受給者保護を十分には達成できないであろうということについては、既に多くの指摘があるし、2005年稿においても論じた（詳しくは前掲注8）・アルテス リベラレス77号72-74頁を参照）。

10) 谷川・前掲注6) 論文108-110頁、159-160頁。なお、この説は差押えの解除による保護のためには法改正が必要であるとする。

差押禁止債権としての性質が再評価され、いったん行われた差押えを取り消すことが可能である。また税法上も、差押禁止債権を原資とする預金債権が滞納処分として差し押えられた後に、差押禁止債権としての性質からその差押えが解除される可能性も否定できない。さらに東京地裁平成15年5月28日判決は差押禁止債権を原資とすることが識別可能であれば預金への差押えを禁止するとしている。

そうであるとすれば、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると差押禁止債権としての属性は承継しないとする現在の判例の構成は、理論上実態に合わないものではないかと考える。実態に即していえば、差押禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれた後も差押禁止債権としての属性は失われず、預金債権としての性質と差押禁止債権としての性質が併存しているのであり、ただ原則としては預金債権としての性質に重きを置かなければならないので差押禁止債権としての性質は潜在的に存在することになる、としか構成できないのではないか。そして民事執行法153条1項の取消や国税徴収法上の解除の場面、または差押禁止債権を原資とする預金債権であることが識別可能である場面においては、潜在的に存在していた差押禁止債権としての性質が場面の重要性から浮上してくると考えられるのではないだろうか。

私は差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の性質、法律構成について次のような変更を提案する。

①まず差押禁止債権が預金口座に振り込まれ預金債権になった後も差押禁止債権としての属性は承継され、差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質は併存する。ただし原則としては預金債権としての性質が重んじられ、差押禁止債権としての性質は潜在的に存在することになる。

②差押禁止債権を原資とする預金債権への差押えが不当なものであった場合（預金の原資が差押禁止債権であるということの識別・特定が可能であるとき）や差押禁止債権としての重要性を重んじなければならない場合（例えば民事執行法153条1項による差押命令の取消や国税徴収法上の差押えの解除が行われる場合）には、預金債権としての性質の後ろで潜在的に存在していた差押禁止債権としての性質が浮上する。そしてその場合には差押禁止債権としての性質を前提に法的な取り扱いを行わなければならないとする。

差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の性質を、預金債権としての性質との関係でどのように位置づけるかについては、実態からいって上記のように考えるしかないとされるし、そのような理解は本稿の問題解決に資する実体法上の解釈になると考える。

なお、上記の議論は「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」¹¹⁾との議論とは直接は関連しないし、また関連させるべきではないと考える。これは、預金口座に振り込まれた原資が本来は口座の名義人以外の者に帰属すべきであった場合に、当該原資が振り込まれた預金債権の帰属をどのように考えるべきかという問題を論じているものである。それに対して本稿の問題においては、差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の預金債権の帰属自体を論じているもので

11) 最高裁判所第2小法廷平成8年4月26日判決（最高裁判所民事判例集50巻5号1267頁。）

はない。差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後のその属性の承継について論じているに過ぎない。また実態として、差押禁止債権は受給者の口座に振り込まれるのが通常であろうから、この点からも別に議論することに特段問題はないように思われる。

7 6のような実体法上の構成を前提に問題の解決手段を考える

6において検討したように、差押禁止債権が預金口座に振り込まれ預金債権となった後も差押禁止債権としての属性は承継され、差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質は併存し、原則としては預金債権としての性質が重んじられ、差押禁止債権としての性質は潜在的に引き継がれる、との構成をとった上で、「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」という問題の解決方法を検討する。

(1) 法改正による問題解決の検討

まずは法律の整備による解決方法を考える。当然、民事執行法153条1項の差押命令の取消や国税徴収法上の差押えの解除による受給者保護のみならず、差押禁止債権であると認識しそれを狙って差押えを行うというような行為に対して適切な法的規制が必要となる。ただし、差押禁止債権を原資とする預金債権であるという認識があったのか、それを狙った差押えなのかということについては当然難しい判断を迫られる。したがって手続法上はそのような不当な差押えであるということが、客観的かつ分かりやすい基準で規制されなければならない。

そのように考えると、差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後一定期間は差押えを禁止するという制度がやはり一番妥当するように思われる（差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後一定期間内の差押えについては、差押債権者において、差し押えた預金債権が差押禁止債権を原資とするとの認識を持っていたと推定しても良いのではないか）。このような方向での法改正は諸外国の例を紹介しながら既に多くの提案がなされており、2005年稿においても検討した¹²⁾。口座への振込み後一定期間の差押えを禁止すれば、当然差押禁止債権が銀行口座への振込日当日に差し押えられるということは回避できるし（必要性の高い金銭は受給者に渡る可能性が極めて高くなるであろう）、差押禁止債権であることを認識しそれをターゲットにした差押えは事実上減少していくのではないであろうか。

この場合の差押禁止債権としての属性についていえば、差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後一定期間は、預金債権の中で併存している差押禁止債権としての性質が、潜在的な存在としてではなくその属性を重く捉えられ法的に取り扱われる場面と位置付けることになろう。つまり預金口座への振込み後一定期間は差押禁止債権としての性質が預金債権としての性質より優先されるという立法を提案することになる。

このような法改正により金融実務上の従来からの取り扱いに多少の弊害が生じたとしても、差押禁止債権の重要性に鑑みればどちらを優先するべきかは明らかであろう。

なお差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後差押えを禁止する一定期間については、さらに詳細に詰める必要があるように思われる。

12) 詳しくは前掲注8)・アルテス リベラレス77号70-72頁を参照。

(2) 法解釈による問題解決の方法

7(1)においてみたように、理想としては法改正による問題解決が望ましいと考えるが、補充的に解釈による解決方法も考えなければならないであろう。

私はかつて2005年稿において次のような解釈論を提案した¹³⁾。

①まず、差押禁止債権を原資とする預金債権も差押禁止債権としての属性を承継し、その預金債権に対して行われる差押えは違法なものとする。その際、預金債権の原資が差押禁止債権であることの識別・特定が可能であるか否か、民事執行法153条1項の申立てに債権の取立てが先行しているかどうかは問わないものとする。

②しかし、差押禁止債権を原資としない預金債権に対して差押えがなされる場合もあり、差押えを行う時点で預金債権の原資が差押禁止債権であると認識できない状況であった場合には、結果として差押禁止債権を原資とする預金債権に対して差押えがなされることは現行制度上やむを得ないものとする（潜在的違法とでもいうべき状態）。

③ただし、預金債権に対する差押えがなされた後に預金債権の原資が差押禁止債権であったと判明した場合には、当該差押えは違法なものであったのだから、民事執行法153条1項により差押禁止の範囲が変更され差押えの一部または全部を取り消すことができ、また、すでに債権者に給付された金銭は不当利得として返還請求の対象となるものとする。さらに、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えは違法なものであるのだから、差押禁止債権を原資とする預金債権であることを知りながら、もしくは知るべき状況にありながら債権者が預金債権に対する差押えを行った場合には、差押債務者からは債権者に対する損害賠償請求も可能なものとする。①-③の解釈を前提に、この問題に対する適法な実務が展開されることを期待する。

なお、差押禁止債権を原資とする預金債権を受動債権として相殺しようとする金融機関については、預金債権の原資が差押禁止債権であるかどうかを比較的容易に認識しうる以上、問題に対する自制的な対応が法的に推し進められることを期待する。

私は上記のような解釈を補充的に再度提案したいと考える。

6において論じた差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の法的構成との関係については次のように説明したい。

差押禁止債権を原資とする預金債権が単に差し押えられた段階では差押禁止の性質が潜在的にしか存在していないことから、その差押えが違法なものであっても、債権者に金銭を回収されてもしかたがない（預金債権としての性質が優先される）。しかし、差し押えられた預金が差押禁止債権を原資とすることが判明した場合には差押禁止債権としての性質が優先される状態になり、民事執行法153条1項の適用や不当利得の返還請求が可能になる。さらに、差押禁止債権を原資とする預金債権であることを知りながら、もしくは知るべき状況にありながらあえて差し押えた場合には、差押債務者への損害賠償も可能とする。

なお、差押禁止債権としての性質は預金債権となった後も潜在的には承継され、その差押えは違法と解するのであるから、法令を遵守する企業並びに国および自治体も本稿が問題にしているような差押え（預金口座への入金当日の差押え、差押禁止債権であることを認識しそれをターゲットとした差押え）はできなくなるものと考えている。

13) 前掲注8)・アルテス リベラレス77号74-76頁。

8 結び

本稿においては、差押禁止債権を原資とする預金債権が預金口座への振込日当日に租税債権の滞納処分として差し押えられる、という問題を契機にして、以前に民間の貸金債権の回収場面を前提として論じた「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押え」という問題について再度考察を試みてきた。

6においては、口座振込み後の差押禁止債権としての法的構成を次のように考えた。

①差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後も差押禁止債権としての属性は承継され、差押禁止債権としての性質と預金債権としての性質は併存する。ただし原則としては、差押禁止債権としての性質は潜在的に存在することになる。

②差押禁止債権を原資とする預金債権への差押えが不当なものであった場合や差押禁止債権としての重要性を重んじなければならない場合には、潜在的に存在していた差押禁止債権としての性質が浮上する。その場合には差押禁止債権としての性質を前提に法的な取り扱いを行わなければならない。

また7においては6の法的構成を前提に2005年稿で主張した立法論と解釈論を再度展開し、6においてのべた法的構成との関係について論じた。

そのような主張と離れて私がもう一つ強調したいのは、2005年稿および本稿で論じてきた問題自体が、制度の弊害、しわ寄せというようなものが弱いところに集中して表れる典型例の1つであるということだ。

最終的に実現される問題解決の形がどのようなものであっても、本稿がその解決の方向に少しでも役立てば幸いである。

(2010年4月1日受理)